4.各種変更手続について（会場講習からeラーニング講習への変更等）

以下の変更がある場合は、受講申込者本人が変更手続期限（会場講習事務日程一覧参照）内に変更手続を行ってください。
※下記①②③⑤の変更手続を電話でされる方は、資格試験合格証書番号をご準備のうえ、問合せ窓口にご連絡ください。
※変更手続期限経過後においてやむを得ない事情により変更が必要となった場合は、講習開催日前日までに問合せ窓口にご相談ください。

① 受講会場の変更

受講申込受理後の受講会場の変更は、原則、以下のすべてを満たす場合に限り可能です。
・受講申込をした講習会場の変更手続の受付期間内である。
・変更を希望する講習会場の変更手続の受付期間内であり、定員に達していない。
※申込受付期間経過後の講習会場の定員は変更になることがあります。
変更の手続は、協会ホームページの「インターネット変更手続」での変更入力、もしくは「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で手続を行ってください。

☞**インターネット変更手続**
協会ホームページTop ＞ 貸金業務取扱主任者　試験・講習・登録 ＞ 登録講習 から手続を行ってください。
※申込受理前に受講会場を変更したい場合、インターネット申込の方は、一旦受講申込を取消し、再度受講申込を行ってください。郵送申込の方は、資格試験合格証書番号をご準備のうえ、問合せ窓口にご連絡ください。

② 会場講習からeラーニング講習への変更

受講申込受理後に会場講習からeラーニング講習への変更を希望される方は、「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で手続を行ってください。受講前の手続きがありますので、必ず案内メールに従って実施してください。

③ 住所の変更

受講申込受理後に申込住所を変更する方は、協会ホームページの「インターネット変更手続」での変更入力、もしくは「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で手続を行ってください。

☞**インターネット変更手続**
協会ホームページTop ＞ 貸金業務取扱主任者　試験・講習・登録＞ 登録講習 から手続きを行ってください。
※申込受理前に住所を変更したい場合は、当該受講申込を取消し（下記④参照）、再度受講申込を行ってください。

④ 氏名の変更

受講者の現在の状況により、以下のとおり手続を行ってください。

①現在主任者登録を受けている方
主任者登録簿に登録されている氏名の変更が必要なため、変更前・変更後の氏名、変更年月日が全て記載された戸籍抄本を取得（各市区町村の証明書交付窓口でご確認ください）のうえ、主任者登録変更の申請（郵送のみ）を行ってください。詳しくは「主任者登録の手引き」をご確認ください。
この手続を行うことにより、主任者登録簿および登録講習受講の氏名が変更されます。
※変更手続期間経過後に受理した当該変更は、登録講習受講に反映されません。予めご了承ください。

②現在主任者登録を受けていない方（初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方）
登録講習の受講に際し、変更前・変更後の氏名、変更年月日が全て記載された戸籍抄本の提出が必要となります。（各市区町村の証明書交付窓口でご確認ください）必ず「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)にご連絡のうえご対応ください。

⑤ 受講申込の取消し

申込の受理後は、受講申込の取消しはできません。